

# 令和4年度 沼田市立沼田南中学校「いじめ防止基本方針」

令和4年4月4日

## 1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念（学校教育目標及び目指す生徒像）

#### ①沼田市立沼田南中学校「学校いじめ防止基本方針」策定の意義

いじめ問題は児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす原因となる深刻な問題である。また、インターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものにしている。

いじめの問題は、学校だけでなく、家庭、地域、及び関係機関が連携しながら、社会全体で解決していく必要がある。また、いじめの問題の解決には、生徒一人一人が、いじめを絶対に許さない意識を持ち、行動することが重要であると考えられる。これらのことから、いじめ防止および解決に向けた対策を総合的に推進するため、「沼田南中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

#### ②いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

- いじめは本校の全ての子どもに起こり得るという認識を教師が持つ。
- いじめ、またはいじめと思われる行為等を認識しながらこれを放置することができないようにする。
- 「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

#### ③いじめ防止等のための対策に関する重要事項

「沼田南中学校いじめ防止基本方針」の策定から1年の経過を目安として見直しを行い、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

#### ④沼田南中学校の教育目標と重点目標

- 学校教育目標 **【基本目標】**人間尊重の精神を基盤に、地域や国際社会に生きる自覚を高め、心豊かで逞しく活力ある生徒を育成する。  
**【具体目標】**「英知」：知性を磨き、創意を生かして考える生徒  
「礼節」：秩序を守り、感謝と思いやりをもつ生徒  
「強健」：心身を鍛え、明るく活動する逞しい生徒

### (2) いじめ防止等の対策に関する基本認識

#### ①いじめの定義

いじめ防止対策推進法により、「児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

#### ②いじめに対する基本認識

- すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持つ。
- いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

### ③未然防止に向けた基本認識

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
- 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- 学校生活での悩みの解消を図るために、心の教室相談員やスクールカウンセラー等を活用する。
- 教職員の研修の充実、教育相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### ④早期発見に向けた基本認識

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- 生徒の声に耳を傾ける。(教育相談アンケート、ライフ、個別面談、教育相談日 等)
- 生徒の行動を注視する。(チェックリスト 等)
- 保護者と情報を共有する。(電話、家庭訪問、三者面談、学年保護者会、PTA の会議 等)
- 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

### ⑤早期解決に向けた基本認識

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- いじめられている生徒やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- 学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- いじめる生徒には、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪を促す。
- 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- 必要に応じて、群馬県総合教育センターや群馬県教育委員会義務教育課の相談窓口、沼田市教育支援センター（きずな）の活用を図る。

### ⑥重大事態への対処に関する基本認識

いじめにより、生徒が欠席を余儀なくされている状況（重大事態）を解消し、生徒の学校復帰の支援につなげる。

- 重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。
- 相当期間については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席している場合には、上記の目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる。
- 生徒が欠席し始めた当初から、生徒や家庭との関わりをもち、早期学校復帰を支援するため、要因が特定できない欠席初期の段階の対応に関する考え方や対応方策を事前に検討する。

### (3) いじめの防止等の対策のための組織について

#### ①いじめ防止対策委員会

第1・3水曜日の4校時に開催する「生徒指導委員会」を核とした組織を設置する。基本的な構成員は「校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラー」とする。

No.	役職名	氏名	分掌等	専門委員会	備考
1	委員長	根岸 浩文	校長		
2	副委員長	根岸 敦子	教頭		
3	委員	星野 純一	教務主任		
4	委員(担当)	松井 恒俊	生徒指導主事・1学年生徒指導	生活委員会	
5	委員	内田 淳	2年生徒指導	報道委員会	
6	委員	吉川 洋之	3年生徒指導	生徒会本部	
7	委員	小林 舞彩	養護教諭・教育相談主任	保健委員会	
8	委員	星野 浩司	心の教室相談員		
9	委員	小林 一郎	スクールカウンセラー		

## 2 未然防止に向けた具体的な取組

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものと考えて、全員を対象にした未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策となる。生徒一人ひとりの自己有用感や自己肯定感を高め、認め合う風土を醸成していくために、以下の事項を重点的に取り組む。

### (1) わかる授業づくり ーすべての生徒が参加・活躍できる授業の実現ー

#### ①授業中における生徒指導の充実

生徒指導の3つの機能を活かした授業づくりに取り組む。

##### ・「多面的な生徒理解をともなう授業」

発言やつぶやき、友だちとの言葉のやり取りや表情など、授業中のさまざまな場面における行動観察や授業に対する感想(ノート)、事前に行うアンケート、提出物などの記述から、生徒一人一人の思いをとらえる。

##### ・「自己存在感や自己決定の場を与える授業」

学習への意欲的な参加意識を高められるよう、話し合いや発表などでよさや意欲を認める場面を設定する。発表の際は事前の準備を大切にし、自信をもって学習に取り組めるような雰囲気づくりに努める。

##### ・「共感的人間関係を基盤とした授業」

学習過程の中において、考えを練り合ったり発表し合ったりする活動を取り入れることで、ふれあいの機会を増やす。友だちのよさを見つけられるように配慮し、共通の思い出となる授業を大切にする心を育て、自分の思いを安心して表現できる場を設定し、学び合い高め合う学習集団を育成する。

#### ②『はばたく群馬の指導プラン(平成24年3月 群馬県教育委員会)』(チェックリスト25)の活用

No.	類	チェック項目
1	学級	児童生徒が疑問や意見を安心して発言づくりに努めている。
2	経営	一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいる。
3	運営	話し方や聞き方など、学習のルールや学び方を指導している。
4		整理整頓を心がけ、学習しやすい教室環境が整っている。
5	教材	単元(教材)の中の本時の位置づけを意識して授業を構想している。
6	研究	児童生徒の実態を基に、ねらいを達成するための手立てや発問を考えている。
7	等	1時間の学習の流れを意識した板書計画を立てている。
8	心構	授業の開始時刻と終了時刻を守っている。
9		楽しくわかりやすい授業を目指し、熱意をもって授業を行っている。

10	え	児童生徒に対して、受容的・共感的に接している。
11		導入では、魅力ある教材や資料の提示により、意欲を引き出す工夫をしている。
12	基	児童生徒がめあてや学習課題をしっかりともてるようにしている。
13	本	児童生徒に予想や仮説を立てさせ、課題解決への見通しをもてるようにしている。
14	的	児童生徒が考えたり活動したりする時間を十分に確保している。
15	な	目的をもって机間指導し、一人一人の学習状況を把握している。
16	指	児童生徒が学び合う場を設定し、考えを深めたり広げたりしている。
17	導	児童生徒の多様な考えを引き出すような発問の工夫を行っている。
18	技	意図的な指名を行い、一人一人の考えを活かすようにしている。
19	術	ノートには、学習内容や自分の考えをわかりやすく整理するように指導している。
20		終末では、身につけた力を実感できるように本時の学習を振り返らせている。
21		学習したことを日常生活と関連づけるように工夫している。
22	指導	学習内容やねらいに応じて学習形態を工夫している。
23	工夫	ICT機器を効果的に活用し、楽しく学習に取り組めるようにしている。
24	評価	ノートやワークシートにより、児童生徒一人一人の理解の状況を把握している。
25	連携	教師自身の授業評価を行い、次時の指導に役立てている。

### ③確かな学力の定着

- わかる授業を充実させ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。
- 生徒が、主体的に考える力を育むことのできる言語活動を、意図的・計画的に授業の中に取り入れて、思考や論理を導き出す知的活動や、感性や情緒、コミュニケーションの基礎を育む。そして、思考力・判断力・表現力をなどを育成し、社会生活に生きて働く力を高める。

## (2) 学習規律の徹底 一生徒が困らないようにするための居場所づくりに向けてー

### ①学びの約束

- 準備 ～「家庭学習」「忘れ物ゼロ」「チャイムスタート」～
  - ・家庭で予習、復習を行い、授業にのぞむ。
  - ・忘れ物をなくし、休み時間に学習用具をそろえる。
  - ・本時の学習のめあて（目標）について考え、見通しを持つ。
- 挨拶 ～礼に始まり、礼に終わる～
  - ・授業のはじめとおわりは、日直の号令に合わせて挨拶する。
  - ・「起立・注目・礼・着席」まで、しっかりと挨拶する。
  - ・席を立ったら、椅子は必ず入れる。
- 姿勢 ～はっきり伝え、しっかりと聴く～
  - ・椅子に深く腰掛けて、背筋を伸ばす。
  - ・手を挙げて、質問、発言を積極的に行う。
  - ・友だちや先生の話をよく聴く。
  - ・正しい言葉遣いで、お互いの意見を交流し合う。
- 返事 ～「はい」と明るく、しっかりと返事～
  - ・指名されたら、「はい」と返事する。
- 振り返り ～繰り返して身につける～
  - ・本時のめあてが達成できたか、よりよい考え方は何かを振り返ってまとめる。
  - ・1時間の学びを、ノートやワーク、プリントを用いて復習する。
  - ・自主学習ノートを用いて、定着を図る。

### ②「9年間の学びの連続性を踏まえた小中連携の充実を目指して」の「学習ルール」より

- チャイムスタート（授業の準備を完了して席に戻る）。
- 次の授業の準備をしてから休み時間にする。
- 指名されたらしっかり返事をする。
- 授業に必要のないものは持てこない。

### (3) 学習集団づくり ー共に学び合い、高め合う仲間づくりに向けてー

- 話し合い活動、学級活動の充実（ホワイトボードの活用）
- 居場所づくり
- 絆づくり
  - ・校内研修による「考え交流する場」の充実
  - ・「愛の学園プロジェクト（＝生徒会によるいじめ防止活動）」の取組

### (4) 生徒会活動の充実

#### 令和4年度生徒会スローガン「南風暖笑」

##### ①生徒が主体となって活動する場の設定

生徒会活動において、生徒が自主的・自発的にいじめについて考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導する。

- よりよい人間関係を構築するために、「あいさつ運動」を行う。
- 「仲間づくりのアクティビティ」を生徒集会などで行い、学年の壁を越えて交流する。
- 「いじめ防止フォーラム」や「沼田市いじめ防止子ども会議」の取組を支援する。
- 生徒総会で、生徒会本部役員から全校生徒に対していじめ防止を呼びかける。

##### ②生徒の行動指針の活用

- 令和4年度、生徒会全体として「他学年と繋がる」「多様な価値観を認める」をテーマに活動する。

### (5) 環境づくり ー場を浄めるー

##### ①いじめ防止強化月間の設置

- 5月と12月を「いじめ防止強化月間」とし、いじめ問題に対する意識を高める。
- 「いじめ防止強化月間」において各クラス、委員会で「いじめ防止に向けた話し合い」を行う。

##### ②広報誌やポスターによる情報提供・啓発活動

- 群馬県教育委員会発行の広報誌やポスターなどを通して、保護者や地域と協働していじめ問題の未然防止に努める。
- 生徒による自主的ないじめ防止活動について、学校通信や生徒会新聞、学年・学級通信、ポスター、WEBページなどにより、保護者や地域に周知する。

##### ③学校・家庭・地域の連携・協働態勢の構築

- マラソン大会、運動会、南稜祭（文化祭）や健全育成講演会などの行事を積極的に公開し、生徒の様子を家庭・地域に発信する。
- 学校公開日、部活動公開日を設定し、日常の生徒の様子を家庭・地域に発信する。

### (6) 道徳教育・人権教育の推進 ー秩序を守り、感謝と思いやりをもつ生徒の育成ー

- 思いやり、友情、規範意識、公正公平など、さまざまな道徳的価値について、じっくり考え、考えを深められる「道徳の時間」を充実させる。
- 「心の教育全体構想図」に基づき、道徳教育を基盤にし、自他の幸せを願い、感謝と思いやりの心をもって行動できるような生徒の育成を目指す。
- 「道徳の時間」を核にして、教育活動全体を通して生徒の道徳性を育む。
- 人権作文の作成に先立ち、「人権感覚を養うアクティビティ」を6月に実施する。
- 12月に人権週間を設け、講話や人権標語づくりなどを通して人権意識の向上を図る。
- 教職員の言動で、いじめを誘発、助長、黙認するがないように細心の注意を払う。
- 副読本や映像資料、『私たちの道徳』などの活用を通して、いじめを許さない心を育成する。

## (7) 自然体験・交流体験・社会体験の充実 一自然や他者と関わることで生まれる喜びを実感する一

- 整美委員会を中心とした、植栽活動やプランターの花植、『ボランティア清掃』や『愛校デー』を通して、自然や植物、他者と関わる体験活動を充実させ、命の大切さを実感させる。
- 総合デーや2年の職場体験学習を通した学習活動により、他者との関わりを通して自分のよさや適性を探求する能力や態度を育て、規範意識やマナーの向上、責任感やコミュニケーション能力を高め、社会の一員としての自覚をもてるようにする。

## (8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策 一情報社会に生きる一人としての自覚一

### ①情報モラル講習会等の実施

- 携帯電話・スマートフォンや携帯情報端末にかかる講習会を実施して、ネット上のいじめ対策を図り、情報モラルに関する指導法の充実や改善に努める。
- 講師は、利根教育事務所の社会教育主事や青少年育成コーディネーター、群馬県警察本部サイバーフォト対策室の職員、沼田警察署のスクールソーシャルワーカー等に依頼する。

### ②情報モラル指導の充実

- 4月の全校オリエンテーションをはじめ、生徒を対象とした情報モラル学習の機会を年間に複数回設けたり、各教科の学習や総合的な学習の時間などにおいて情報モラル教育を行ったりする。
- 学年保護者会や三者面談で「SNSガイドライン」等の資料を配布し、家庭でのルールづくりを促進させる。
- 携帯情報端末の所持については、携帯電話及びスマートフォンの所持は原則禁止とするが、保護者からの申請があった場合のみ、学校と相談し校長の許可証を発行する。

## (9) 学校間の連携や他機関の協力体制 一実効的な連携体制の構築一

### ①学校間の連携

- 生徒が在籍した小学校や、関わりのある中学校との情報交換を行う。
- 毎年7月に非行防止教室を行うなど、沼田警察署との連携を図る。

### ②相談窓口の周知

- 必要時応じて、群馬県が設置しているサポートチーム、群馬県総合教育センター「いじめ・生徒指導相談室」、群馬県教育委員会義務教育課の相談窓口（いじめ110番）、中央児童相談所の「こどもホットライン24」、沼田市教育支援センター（きずな）等、県内の相談窓口の周知を図る。

### ③他機関との連携

- 群馬県警察本部、沼田警察署のスクールソーシャルワーカー等と連携して対応できるようにする。
- インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策として、各種相談窓口を活用し、情報モラルの向上に努める。

## (10) 教育部活動の推進 一「心」の成長を重視した道徳的実践の場一

### ①部活動の趣旨「令和4年度 沼田南中学校 部活動全体計画」より

### ②沼田市教育委員会提唱の「教育部活動」の趣旨

- 「心・技・体」の調和のとれた望ましい部活動の一層の充実を図るために、特に、「心=道徳性」の面をより重視した道徳的実践の場としての部活動、即ち、これを「教育部活動」と称し、全教職員、生徒及び保護者等、関係者共通理解のもと、その推進に努める。

## (11) いじめ問題への自校の取組に対する点検表（令和4年度 沼田市教育委員会）

点検項目		1学期	2学期	3学期
教	「学校いじめ防止基本方針」をもとに教職員で共通理解を図り、校長を中心にして一致協力して対応している。			
職	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。			

員 の 指 導  体 制	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などを職員会議等の場で取り上げ、いじめの認知や対応について、教職員間で共通理解を図っている。		
	いじめに関する研修(事例検討会、情報交換会)の機会を設け、教職員の資質向上や取組に生かしている。		
	児童生徒の悩みやいじめ問題等について、スクールカウンセラー、相談員、教育相談担当教諭、養護教諭など、学校内の専門家との連携に努めている。		
	定期的ないじめアンケートや個人面談の実施等、児童生徒の悩みを受け止められる教育相談体制が整備され、機能している。		
	自校の課題に基づくいじめ防止活動を児童生徒主体で行い、よりよい人間関係づくりを構築できるような機会を計画的に設定している。		
教 育  活 動	どの児童生徒にも、「わかった」「できた」という達成感や成就感を味わわせる授業づくりに努力している。		
	お互いを思いやり、尊重して、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている。		
	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、寄り添いながら意見を傾聴する姿勢をもち、一人一人を大切にしている。		
	道徳科や学級活動、ホームルーム活動等でいじめにかかわる問題を取り上げ、児童生徒と共に考えたり、指導したりする時間を設定している。		
	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。		
	児童生徒が学級に所属感がもてるような掲示物を工夫したり、学校行事や児童会・生徒会活動等で児童生徒が活躍した様子を掲示したりしている。		
	日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。		
	日記や個人ノート、生活ノートなどで、児童生徒と日常的に交流できる機会を設けている。		
	教職員間で、その日にあった個人や集団のよい取組や努力等について、情報交換している。		
	学級活動等において、児童生徒が集団決定や自己決定する場を設けている。		
家 庭 ・ 地 域  連 携	ネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルに係る動向を把握し、「沼田市SNSルール」の趣旨をいかして、児童生徒の情報モラルの向上に努めている。		
	「学校いじめ防止基本方針」を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。		
	家庭や地域に対し、いじめ問題への取組の重要性の認識を広め、家庭訪問や保護者会、通信等を通して啓発・広報活動を積極的に行い、連携協力を図っている。		
	PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめ防止に向けて地域ぐるみの対策を進めている。		

### 3 早期発見に向けた具体的な取組

早期発見の基本は、生徒の小さな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有することである。そのためには、教師がこれまで以上に意識を高めて生徒の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な教育相談やいじめアンケートを実施し、複数の教師が結果を分析し、いじめの早期発見に努める。

#### (1) 生徒の声に耳を傾ける

- ①登校時、朝の会、帰りの会、授業中、休み時間などの観察
  - 休み時間や保健室、廊下等における表情や健康状態を観察する。
  - 朝のあいさつ運動において、登校時の表情やあいさつから、生徒の状態を把握する。
- ②いじめ調査の実施
  - 毎月第2金曜日の帰りの会で「教育相談アンケート」を配布し、第3月曜の朝、担任が直接受け取る（相談しやすく、秘密を保持しやすい配慮を大切にする）。
  - 担任は速やかに目を通し、必要に応じて個別指導する。また、担任や学年職員が確認した後、すべてのアンケートを教育相談主任に提出し、複数の目でチェックする。さらに、記述のあった生徒、気になる生徒について、生徒指導委員会で共通理解を図る。
  - アンケートにいじめにかかる読み物資料を添付し、いじめ問題への理解を促し、予防に努める。
  - 学期ごとに「いじめアンケート」を学活の時間に実施し、早期発見に努める。
- ③教育相談
  - 教育相談委員会を設置し、組織的な相談活動を展開する。基本的な構成員は「校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心の教室相談員、スクールカウンセラー」とする。
  - 心の教室相談員（年140日勤務）やスクールカウンセラー（年15日勤務）と連携し、充実した相談活動をすすめる。
  - 心の教室相談員やスクールカウンセラーが業務を行う「相談室」を中心に相談活動をすすめる。相談室を含む別室登校の必要がある場合、利用する生徒の状況に応じてルールを確認する。
  - 「教育相談アンケート」配布後の水曜日を「教育相談日」とし、放課後に相談活動を行う。また、「教育相談日」は部活動は原則行わないこととする。
  - 職員室前及び保健室前に「悩み相談箱」を設置し、生徒の訴えに対して速やかに対応する。
  - 「ライフ（生活ノート）」を活用し、日記指導を通して、交友関係の実態や悩みを把握する。

#### (2) 生徒の行動を注視する

- 暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- 生徒の気になる変化や行為について、職員間の情報を共有する。

#### (3) 保護者や地域からの情報提供

- 授業公開日に行われる各学年保護者会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
- いじめの発見に対して協力を求めるとともに、保護者や地域住民からの訴えには耳を傾ける。

#### (4) 教職員の研修

- 生徒指導委員会、職員会議、校内研修等の場において、いじめ問題に対する共通理解を図って、早期発見や早期解消に向けた具体的な取組、国・県・市の動向等を確認するなど、研修の機会を設ける。

## **4 早期解消に向けた具体的な取組**

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長の指示のもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となって、「沼田市いじめ問題対策マニュアル（平成 23 年 3 月）」を参考にしながら、迅速かつ組織的に対応し、事実の確認、被害生徒のケア、加害生徒への指導、問題の解決までを行う。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を丁寧に確認する。**
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」を開き、対応を協議する。**
- (3) 直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的におこなう。**
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室（相談室、保健室）等において学習を行う等の措置を講ずる。**
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。**
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び沼田警察署等と連携して対処する。**
- (7) いじめの解消**
  - いじめの解消については、以下の点により、いじめを受けた生徒及び保護者の気持ちに寄り添い、慎重に判断する。すなわち、①いじめに係る行為が相当期間（少なくとも 3 ヶ月間）やんでいること。②いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- いじめにより児童生徒が相当期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席しているような場合）
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

### (2) 学校による調査

- たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を大切にする。
- いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合、該当生徒の保護者からの要望や意見を十分に聴取する。

### (3) 調査結果の提供及び報告

- 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
- 毎月行う「教育相談アンケート」は、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置を行う。

### (4) 初期段階のアセスメント

#### ①欠席理由や必要な支援の見立て

- 欠席1日～2日 学級担任による対応
  - ・欠席理由の把握
  - ・学級担任等による電話連絡や適切な休み方の助言
  - ・2日目でミニ会議。3日目になったときに家庭訪問するかどうかの検討
- 連続欠席3日目～ 校内での情報共有 ※遅刻や早退も加味する
  - ・担任が家庭訪問し、「心配しているよ」「待っているよ」と伝える。
  - ・養護教諭等が、連続欠席等3日以上の生徒をチェックし、管理職などへ状況を報告
  - ・状況に応じて、周囲の生徒や保護者、教職員等にも聴取するなどして欠席の原因や背景を把握
  - ・今後の対応方法を検討するとともに、生徒や保護者とのつながりのある教職員を中心に引き続き家庭訪問等を実施
- 連続欠席7日目～ サポートチームを結成しての支援、教育委員会の支援 等
- 通算欠席1ヶ月～

#### ②個々の生徒の置かれた状況判断と個別支援

- 不登校の原因や背景となった要因を検証、解消
- 傾向に応じた個別の支援方策を検討
- 適応指導教室、関係機関との連携

### (5) 他機関との協力体制

- 重大事態の発見が認められた場合、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

## 6 いじめ防止に関する年間計画（愛の学園プロジェクト）

**目標** 南中生徒一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的、実践的な態度を育てる。

月	群馬県の取組	沼田南中学校の取組
4月	いじめ防止活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ポスターの掲示・活用【報道委員会】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・全教室、生徒玄関に掲示</li> </ul> </li> <li>○新入生オリエンテーション【生徒会本部役員・専門委員長・部長】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会活動のオリエンテーション。一人一人を大切にする。</li> </ul> </li> <li>○あいさつ運動の開始（通年の活動）【生活委員会】</li> <li>○のぼり旗の活用「いじめ防止啓発」あいさつ活動（通年）</li> <li>○いじめ防止活動の共通理解【教職員】</li> <li>○いじめ防止年間計画の作成【教職員】</li> </ul>
5月	春の 「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止強化月間（5/1～5/31）の展開【全校】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会本部による「愛の学園プロジェクト構想」検討開始【生徒会本部】（いじめ防止活動を含む人権尊重・助け合い活動の構想）</li> </ul> </li> <li>○生徒総会の開催【生徒会本部】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛の学園プロジェクト構想」の提案</li> <li>・各委員会のいじめ防止活動発表【専門委員長】</li> </ul> </li> <li>○有価物回収活動「愛のくるくるリサイクルプロジェクト」【生徒会本部】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・整美委員会</li> </ul> </li> <li>○植栽ボランティア活動「花いっぱい活動（仮称）」【生徒会本部】</li> <li>○各委員会での話し合い【専門委員会】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分自身、委員会活動で「何をすべきか」、「何ができるか」考えて、具体的な行動目標や行動計画を立てる。</li> </ul> </li> </ul>
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止強化月間の展開【全校】</li> <li>○「いじめについて考える学級活動」の実施【学級活動】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・知り合うアクティビティの実施</li> <li>・共感的にクラスメイトを知る。</li> </ul> </li> <li>○人権学習「人権感覚を高めるアクティビティ」【教職員】</li> <li>○健全育成講演会「」【教職員・PTA】</li> </ul>
7月	いじめ防止フォーラム (利根沼田地区 7/5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止フォーラムへの参加【生徒会本部】           <ul style="list-style-type: none"> <li>(生徒会本部役員生徒1名、保護者1名が参加)</li> <li>・本校の活動計画発表、意見交換</li> <li>・南中学校区内小学校（沼田小、升形小）の取組を取材</li> <li>・フォーラムの成果を全校生徒に報告</li> </ul> </li> </ul>
8月		
9月	いじめ防止ポスターコンクール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ポスタークールへの応募【希望者】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みの宿題として応募を呼びかけ、取り組む</li> </ul> </li> </ul>
10月	いじめ防止宣言の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめ防止宣言」の活用【学級活動】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレットを配布し、全校生徒に紹介する。</li> </ul> </li> <li>○学級活動・道徳の充実【全校】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学級や委員会でこれまでの活動の取り組みや課題について話し合う。</li> </ul> </li> <li>○南稜祭での発表【生徒会本部】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学級や委員会で出された意見や決定事項をまとめ、全校生徒や家庭・地域に紹介する。</li> </ul> </li> </ul>
11月	冬の 「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止強化月間（12/1～12/23）の展開【全校】</li> <li>○人権週間の取組【全校】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権学習（12月 日）、人権講話、映画の視聴など</li> <li>・人権標語、いじめ防止標語の募集・掲示。</li> </ul> </li> </ul>
12月		

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめについて考える学級活動」の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級委員による、アクティビティの実施</li> <li>・学級及び委員会での話し合い活動の実施。年間の活動の評価をする。</li> </ul> </li> </ul>
1月	いじめ防止子ども会議 (沼田市 1/13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実践発表、意見交換会【新旧生徒会本部役員など】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校の取り組みを代表生徒が発表する。</li> <li>・他校のよい取り組みを全校生徒に報告する。</li> </ul> </li> </ul>
2月 3月	いじめ防止活動の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返り【新生徒会本部・新専門委員長】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。</li> </ul> </li> <li>○いじめ防止活動の振り返り【教職員】</li> <li>○いじめ防止活動年間計画（令和5年度）の作成【教職員】</li> </ul>